



カスタマーセンター(オペレーターによる対応)

保険金・給付金請求ダイヤル

▶ 保険金・給付金等のお手続き、お問い合わせ
お問い合わせは契約者・受取人ご本人からお願いします

携帯電話からもご利用いただけます

0120-528-170 (通話料無料)

▶ 女性のお客さま専用ダイヤル
女性オペレーターが保険金・給付金等の請求に関するご連絡を受け付けています
※お手続きの内容・状況によっては、一部対応できない場合があります。

0120-528-208 (通話料無料)

受付時間：
月～金 9:00～18:00
土 9:00～17:00
(日・祝日・年末年始を除く)

▶ 住所変更、契約内容の変更、名義変更、受取人変更
などの(保険金・給付金請求を除く)お問い合わせ
お問い合わせは契約者ご本人からお願いします

携帯電話からもご利用いただけます

0120-563-506
(通話料無料)

受付時間：月～金 9:00～18:00 土 9:00～17:00
(日・祝日・年末年始を除く)

よくあるご質問

当社ホームページ「よくあるご質問」をご確認ください。

アクセスはこちらから!



生命保険の内容確認や各種お手続きと、健康もサポートするアプリ



給付金請求のお手続きで
MYひまわりポイント
がもらえる!

24時間・365日お手続きが可能です!

<お手続きメニュー>
MYひまわりから以下のお手続きができます。

- 入院・通院・手術給付金の請求
- 住所・電話番号変更
- クレジットカード変更
- ご家族連絡先の登録、変更など

※ご利用にあたっては特定の条件がございます。

ご契約内容の確認や各種お手続きをはじめ、将来の健康リスクの見える化や、健康行動を手軽に続けるための提案、ポイントプログラムによる継続支援など、毎日の安心と健康づくりをサポートするアプリです。

アプリ紹介、ダウンロードはこちら



※MYひまわりアプリ内の健康行動や各種お手続きに応じて、ご契約者さま限定のポイントが貯まります。
※ポイントプログラムには条件があります。アプリ内にあるポイント詳細ページおよび利用規約をご確認ください。

SOMPOひまわり生命保険株式会社

<公式ウェブサイト> <https://www.himawari-life.co.jp/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先

保険金・給付金 お手続きガイド

基本的な必要書類を掲載いたしました。速やかなお手続きのためにご一読ください。



【目次】

1	お手続きの流れ	P.2
必要な書類を準備する		
2	病気やケガで治療を受けたとき	P.3
3	必要書類のイメージ	P.7
4	特定の請求事由に該当したとき	P.9
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">高度障害 保険金・年金</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">特定疾病 保険金・年金</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">リビング・ニーズ 特約保険金</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">介護一時金・年金</div> <div>等</div> </div>		
5	お亡くなりになったとき	P.11
ご確認いただきたいこと		
6	法定相続人からのご請求の場合	P.12
7	受取人ご本人によるお手続きが困難な場合	P.13
8	請求手続き支援サービス	P.14

【用語について】

けいやくしゃ 契約者	当社と保険契約を結び、ご契約上のいろいろな権利(契約内容変更等の請求権)と義務(保険料支払義務)を持つ人のこと。
ひほけんしゃ 被保険者	生命保険の保障の対象となる人のこと。
うけとり 受取人	保険金・給付金・年金を受け取ることができる人(請求権者)のこと。
していだりせいきゅうにん 指定代理請求人	給付金等の受取人が給付金等を請求できない特別な事情があるときに備えて、受取人の代理人としてあらかじめ指定した人のこと。
ほけんきん 保険金	被保険者の死亡や高度障害等のときにお支払いするお金のこと。
きゅうふきん 給付金	入院したときや手術を受けたとき等にお支払いするお金のこと。
とくやく・とくそく 特約・特則	主契約の保障内容を充実させること等を目的に、主契約に付け加えるもの。
とくべつじょうけん(ふたんぽ) 特別条件(不担保)	保険会社が保険契約をお引き受けするにあたり、被保険者の健康状態や過去の病歴等に応じて、保険契約に付ける条件(特定の部位に関する保障を不担保とする等)のこと。 ※「特定部位・指定疾病不担保法」の有無は、保険証券に記載されています。

1

お手続きの流れ



書類のご準備・ご提出(お客さま)

当社所定の用紙にご記入いただき、他の必要書類をお取り揃えのうえ同封の返信用封筒にてご返送ください。

- 診断書の発行や公的書類の交付等にかかる費用はお客さまのご負担となります。
- 受取人ご本人によるお手続きが困難な場合は、P.13をご確認いただき、ご不明点は当社までご相談ください。



お支払い(当社)

ご提出いただいた書類が当社に到着した日の翌日から5営業日以内(土・日・祝日・年末年始を除く)にお支払いします。 ※書類に不備があった場合を除きます。

- 書類の不足や内容に不明な点がある場合は、当社よりお客さま、または直接医療機関などへ確認させていただく場合があります。
- 医療機関などへの確認を必要とする場合は、ご提出いただいた書類が当社に到着した日の翌日から60日以内にお支払いします。(特別な照会・調査が必要となる場合は、内容に応じてお支払期限が異なります。)

ご契約の保険約款にもとづき、保険金・給付金等をご指定の口座へお支払いします。

- お支払完了後に、当社からお支払内容の明細をお送りしますのでご確認ください。
- 未払込保険料がある場合は、保険金・給付金等から未払込保険料を差し引いてお支払いする場合があります。
- 当社所定の診断書原本をご提出いただいたにもかかわらず、保障の対象となるものがなかった場合は、当社所定の診断書代金をお支払いします。



ご契約の内容により、保険金・給付金等をお支払いできない場合があります。詳しくはオフィシャルホームページをご覧ください。



保険金や給付金のご請求にかかわる書類をお送りいただいた際、診断書等では情報が足りず、治療の経緯、内容等を確認する「事実確認」を行う場合があります。詳しくはオフィシャルホームページをご覧ください。



マイナンバー制度についてのお願い

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)により、保険会社は税務署等に提出する保険金等の支払調書にお客さま(契約者および受取人)の個人番号(以下、マイナンバー)、法人番号を記載することが義務付けられました。

お客さまへのお願い

- 保険金・年金等をお支払いしたお客さまのうち、法令等で支払調書の提出が必要なお客さまに、マイナンバー、法人番号の提供(申告)をお願いする場合があります。
 - マイナンバー、法人番号の提供(申告)をお願いするお客さまには、保険金・年金等のお支払後、当社が委託した業務委託会社より別途郵送でご案内いたします。ご案内を確認のうえ、必要書類のご返送をお願いします。
 - マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の手続きのために行政機関への提供等、法令に定められた場合を除き、他人に提供することは禁止されています。そのため、当社からマイナンバーの提供(申告)のご案内がある場合に限り、マイナンバーが記載された書類のご提供をお願いします。(事前に申告いただいている方は除きます。)
- (※)契約者と受取人が異なるご契約は、受取人あてに、契約者分の書類もあわせてお送りします。

ここからスタート

●保障内容は保険証券やMYひまわりで確認できます。

次のご請求を含みますか？

- | がん | 特定疾病 | その他 |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ●がん診断給付金 ●がん外来治療給付金 ●がん治療給付金 ●抗がん剤治療給付金 ●自由診療抗がん剤治療給付金 ●抗がん剤・ホルモン剤治療給付金 ●がん一時金 | <ul style="list-style-type: none"> ●特定疾病診断給付金 ●保険料払込免除 ●特定疾病保険金・年金 ●新三大疾病入院治療給付金 ●三大疾病入院一時金 ●心疾患一時金 ●脳血管疾患一時金 | <ul style="list-style-type: none"> ●先進医療給付金 ●骨折治療給付金 |
| または次の傷病名 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ●睡眠時無呼吸症候群疑い ●睡眠時無呼吸症候群 | | |

いいえ

手術を受けましたか？

いいえ

はい

フロー図に沿ってご請求パターンをご確認ください。
P.5以降にパターンごとの必要書類を記載しています。
 治療先が複数の場合、すべての医療機関の書類をご提出ください。



パターンD
P.6へ

※「睡眠時無呼吸症候群疑い」「睡眠時無呼吸症候群」以外で治療された分もあわせてご請求される場合は「ここからスタート」から再度、必要書類をご確認ください。

* 通院給付金または健康回復支援給付金のご請求対象の通院

入院しましたか？

いいえ

はい

通院*のみですか？

いいえ

はい

4つの質問 **すべてにあてはまりますか？**

No.	質問内容						
1	「入院していない」もしくは「60日以内の入院で、すでに退院している」						
2	1種類の手術を受けた ●医療機関の会計窓口で1度に発行された診療明細書に掲載されている手術が1種類のみである必要があります。						
3	傷病名が「がん・悪性新生物」以外						
4	①または②のどちらかに該当する						
①	次の保険種類のみのご請求で、 医科診療報酬点数表に手術料が算定される手術を受けた(放射線治療は対象外)						
保険種類	<ul style="list-style-type: none"> ●医療保険(MI-01) ●医療保険(2014) ●限定告知型医療保険(M2)(入院治療給付型) ●払込期間中無解約返戻金限定告知医療保険 ●旧日本興亜生命保険の医療保険(08) 						
●一部お支払対象外手術がございます。詳しくは約款をご確認ください。							
②	①の「保険種類」欄以外のご契約で次のいずれかの手術を受けた						
手術名	<table border="1"> <thead> <tr> <th>眼の手術</th> <th>腹部の手術</th> <th>女性の手術</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●水晶体再建術 ●眼瞼下垂症手術 ●網膜光凝固術 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術 ●ヘルニア手術(鼠径ヘルニア) ●腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術(両側) ●内視鏡的胃、十二指腸ポリープ・粘膜切除術 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●帝王切開術 ●流産手術 ●子宮筋腫摘出(核出)術 ●腹腔鏡下子宮筋腫摘出(核出)術 ●子宮鏡下子宮筋腫摘出術 </td> </tr> </tbody> </table>	眼の手術	腹部の手術	女性の手術	<ul style="list-style-type: none"> ●水晶体再建術 ●眼瞼下垂症手術 ●網膜光凝固術 	<ul style="list-style-type: none"> ●内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術 ●ヘルニア手術(鼠径ヘルニア) ●腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術(両側) ●内視鏡的胃、十二指腸ポリープ・粘膜切除術 	<ul style="list-style-type: none"> ●帝王切開術 ●流産手術 ●子宮筋腫摘出(核出)術 ●腹腔鏡下子宮筋腫摘出(核出)術 ●子宮鏡下子宮筋腫摘出術
眼の手術	腹部の手術	女性の手術					
<ul style="list-style-type: none"> ●水晶体再建術 ●眼瞼下垂症手術 ●網膜光凝固術 	<ul style="list-style-type: none"> ●内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術 ●ヘルニア手術(鼠径ヘルニア) ●腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術(両側) ●内視鏡的胃、十二指腸ポリープ・粘膜切除術 	<ul style="list-style-type: none"> ●帝王切開術 ●流産手術 ●子宮筋腫摘出(核出)術 ●腹腔鏡下子宮筋腫摘出(核出)術 ●子宮鏡下子宮筋腫摘出術 					
●診療明細書に手術名が掲載されていることをご確認ください。(P.8 参照)							

すべてにあてはまる

パターンA
P.5へ

ひとつでもあてはまらないものがある

パターンD
P.6へ

2つの質問 **すべてにあてはまりますか？**

No.	質問内容
1	60日以内の入院で、すでに退院している
2	①または②のどちらかに該当する
①	傷病名が「がん・悪性新生物」以外
②	傷病名が「がん・悪性新生物」であるが次の条件をどちらも満たしている (1) がん保険または女性疾病保険のご請求ではない (2) がんによりお支払い金額が上乗せになる特約・特則 ^(*) ではない ^(*) がん入院特約、七大生活習慣病追加給付特約、三大疾病支払日数無制限特約、女性疾病入院特約、成人病入院特約、生活習慣病入院特約等

すべてにあてはまる

パターンB
P.5へ

ひとつでもあてはまらないものがある

パターンD
P.6へ

パターンC
P.5へ

パターンD
P.6へ

2

必要な書類を準備する

病気やケガで治療を受けたとき

- 表内の○は必要な書類、△は条件により必要な書類です。どのパターンにあてはまるかは **P.3** **P.4** をご確認ください。
- 必要書類に不足がありますと、お支払いまでにお時間がかかってしまいます。**P.7** **P.8** に書類イメージがありますので、ご準備の際にご参照ください。

パターンA

手術あり

保険金・給付金等請求書 または 給付金請求書(個人・疾病用)	同意書	治療状況 報告書	領収証 コピー	診療明細書 コピー	退院証明書 コピー
○	○	○	○	○	△注1

注1 「特定部位・指定疾病不担保法」が適用中の入院を伴う手術の場合のみ、傷病名を確認するため退院証明書が必要です。

- 提出書類の内容によっては、あらかじめ当社所定の「入院・手術・通院等証明書(診断書)」等のご提出をお願いする場合があります。
 お願いする場合の例
 手術手技(開頭術、開胸術、開腹術、腹腔鏡、胸腔鏡等)によって、手術給付金の倍率が異なるケースがあります。
 提出書類で手術手技が確認できない場合、当社所定の入院・手術・通院等証明書(診断書)のご提出をお願いする場合があります。

パターンB

手術なし(入院のみ/入院と通院)

保険金・給付金等請求書 または 給付金請求書(個人・疾病用)	同意書	治療状況 報告書	△はいずれか1点		
			領収証 コピー	診療明細書 コピー	退院証明書 コピー
○	○	○	△	△	△注1

注1 「特定部位・指定疾病不担保法」が適用中の入院の場合のみ、傷病名を確認するため退院証明書が必要です。

パターンC

通院のみ(通院給付金 または 健康回復支援給付金)

保険金・給付金等請求書 または 給付金請求書(個人・疾病用)	同意書	治療状況 報告書	通院給付金	健康回復支援給付金
			診察券 コピー	領収証 コピー
○	○	○	△注1	△注2

注1 通院給付金のご請求の場合は、被保険者ご本人の氏名と医療機関名が確認できる診察券コピーをご提出ください。
 治療先が複数の場合は、すべての医療機関名が確認できる診察券コピーをご提出ください。

注2 健康回復支援給付金のご請求の場合、高血圧症、脂質異常症(高コレステロール血症、高脂血症)、高血糖症(糖尿病)の治療のためのお薬の処方を受けた際に、医療機関が発行した領収証コピーをご提出ください。
 ※お薬を受け取る際に薬局が発行した領収証ではありません。

パターンD

その他のご請求

がん	特定疾病	その他
<ul style="list-style-type: none"> ●がん診断給付金 ●がん外来治療給付金 ●がん治療給付金 ●抗がん剤治療給付金 ●自由診療抗がん剤治療給付金 ●抗がん剤・ホルモン剤治療給付金 ●がん一時金 	<ul style="list-style-type: none"> ●特定疾病診断給付金 ●保険料払込免除 ●特定疾病保険金・年金 ●新三大疾病入院治療給付金 ●三大疾病入院一時金 ●心疾患一時金 ●脳血管疾患一時金 	<ul style="list-style-type: none"> ●先進医療給付金 ●骨折治療給付金
保険金・給付金等請求書 または 給付金請求書(個人・疾病用)	同意書	入院・手術・通院等 証明書(診断書)
○	○	○注1~3
		保険証券 または 受取人の本人確認書類
		△注4

注1 「がん・悪性新生物」で、**終身がん保険(C1・C2・C3)のご請求を含む場合**、「入院・手術・通院等証明書(診断書)終身がん等対応」をご提出ください。

注2 三大疾病(「がん・悪性新生物」「急性心筋梗塞」「脳卒中」)以外で**保険料払込免除のご請求を含む場合**、診断書が異なりますので、**P.10** をご確認ください。

- 他の生命保険会社や病院所定の診断書をお持ちの場合
 - ・診断書原本またはコピーをご提出ください。
 - ・**骨折治療給付金のご請求がある場合**は、当社所定の「入院・手術・通院等証明書(診断書)」が必要です。
 - ・ご提出の診断書の記載内容だけではお支払いの判断ができない場合は、当社所定の「入院・手術・通院等証明書(診断書)」のご提出をお願いすることがあります。

注3 傷病名が「**睡眠時無呼吸症候群疑い**」「**睡眠時無呼吸症候群**」でのご請求の場合、「睡眠時無呼吸症候群専用診断書」をご提出ください。当診断書以外の書類でご請求された場合、あらかじめ当診断書をご提出いただく必要があります。

注4 **保険料払込免除または特定疾病保険金、特定疾病年金のご請求がある場合**、次のいずれかの書類をご提出ください。

受取人が個人の場合	・保険証券・免許証・戸籍謄本・住民票・マイナンバーカード(表面のみ)・資格確認書等
受取人が法人の場合	・保険証券・印鑑証明書・登記事項証明書

資格確認書等は、保険者番号、被保険者記号・番号部分(読み取ると記号・番号が分かる二次元コード含む)を塗りつぶしたうえでご提出ください。

- ご請求内容により別途、書類が必要となる場合があります。

パターンA~D共通

受取人が次の場合に必要な書類

公的書類は発行日から6か月以内のものをご提出ください。
 保険証券・委任状以外の書類はコピー可

受取人が法人で、 代表者変更や組織変更が あった場合	受取人の 印鑑証明書 登記事項証明書 (登記簿謄本) どちらか	●どちらかの書類をご提出ください。
受取人が死亡、 法定相続人からの ご請求の場合	受取人の戸籍謄本・抄本 (注1) 受取人全員の委任状 および印鑑証明書 (注2)	注1 死亡された受取人の法定相続人を確認できる戸籍書類を全ページご提出ください。 注2 ご請求金額が500万円以下で、かつ受取人が全員法定相続人の場合は、委任状・印鑑証明書のご提出は不要です。 ● P.12 をご参照ください。

3

必要な書類を準備する

必要書類のイメージ

必要書類をご準備する際に、ご参照ください。提出書類に不足があると、お支払いまでにお時間がかかってしまいます。☀️は当社所定の書類です。

保険金・給付金等請求書 A3サイズ 給付金請求書(個人・疾病用) A4サイズ

- ケガでのご請求や P.9 以降のご請求の場合は A3サイズの請求書をご提出ください。
- 受取人ご本人がご記入ください。
- ご請求の都度ご提出が必要です。
- お振込先の記載漏れにご注意ください。

診察券(コピー)

- 通院日の記載がなくても問題ありません。

領収証(コピー)

- 治療期間を確認するための書類です。入院期間や処方料・薬剤料が分かります。
- 複数日分の通院給付金のご請求でご提出される場合でも、1医療機関につき1日分のご提出で問題ありません。

診療明細書(コピー)

- 受けられた手術を確認するための書類です。「項目名」欄に手術名の記載がありますので、記載ページを必ずご提出ください。
- 特に提出漏れが多い書類です。P.5 のパターンAで手術給付金をご請求される際は必ずご提出ください。

同意書

- ご請求の都度ご提出が必要です。

退院証明書(コピー)

- 医師が診断確定した最終的な「傷病名」を確認するための書類です。

治療状況報告書

- 診断書不要のご請求時に必要な書類です。
- 受取人ご本人がご記入ください。
- 治療の原因となった「傷病名」欄の記載漏れが多いためご注意ください。

入院・手術・通院等証明書(当社所定診断書)

- 他の診断書では「手術の内容」や「病理検査結果詳細欄」等の情報が不足していることがあり、再度当社所定の診断書のご提出をお願いする場合があります。
- 記入は医療機関にご依頼ください。発行費用はお客さまのご負担となります。

特定の請求事由に該当したとき

高度障害
保険金・年金

特定疾病
保険金・年金

リビング・ニーズ
特約保険金

介護一時金・年金

等

上記のような特定の請求事由に該当したときに必要な書類です。

特定事由の詳細は **P.10** 「請求内容」をご確認ください。

●ご請求内容により別途、書類が必要となる場合があります。

必要な書類

公的書類は発行日から6か月以内のものをご提出ください。
保険証券・委任状以外の書類はコピー可

保険金・給付金等 請求書					
同意書	●被保険者ご本人がご記入ください。				
保険証券 または 受取人の 本人確認書類	●次のいずれかの書類をご提出ください。 <table border="1"> <tr> <td>受取人が 個人の場合</td> <td>・保険証券・免許証・戸籍謄本・住民票・マイナンバーカード（表面のみ）・資格確認書等</td> </tr> <tr> <td>受取人が 法人の場合</td> <td>・保険証券・印鑑証明書・登記事項証明書 ※代表者変更や組織変更があった場合は、印鑑証明書または登記事項 証明書をご提出ください。</td> </tr> </table> <p>資格確認書等は、保険者番号、被保険者記号・番号部分（読み取ると記号・番号が分かる二次元コード 含む）を塗りつぶしたうえでご提出ください。</p>	受取人が 個人の場合	・保険証券・免許証・戸籍謄本・住民票・マイナンバーカード（表面のみ）・資格確認書等	受取人が 法人の場合	・保険証券・印鑑証明書・登記事項証明書 ※代表者変更や組織変更があった場合は、印鑑証明書または登記事項 証明書をご提出ください。
受取人が 個人の場合	・保険証券・免許証・戸籍謄本・住民票・マイナンバーカード（表面のみ）・資格確認書等				
受取人が 法人の場合	・保険証券・印鑑証明書・登記事項証明書 ※代表者変更や組織変更があった場合は、印鑑証明書または登記事項 証明書をご提出ください。				
各種診断書等	P.10 の「診断書等」をご確認ください。				

受取人が次の場合に必要な書類

公的書類は発行日から6か月以内のものをご提出ください。
保険証券・委任状以外の書類はコピー可

受取人が法人で、 契約日または自動更新日が 平成11年4月2日以降の場合	保険金等請求 内容確認書	●ただし、次のどちらかの場合は必要ありません。 ・介護一時金、生活サポート年金、就労不能年金、総合生活 障害保険金（死亡給付金除く）、年金または保険料払込 免除のみのご請求の場合 ・被保険者が所定の状態になられた時点で、被保険者が 法人代表者または法人から役員報酬のみを受け取る役 員であった場合
指定代理請求人からのご請求の場合	代理請求申請書	注1 被保険者との続柄を確認できる公的書類を全ページ ご提出ください。 注2 ご請求金額が500万円超の場合はご提出ください。
	被保険者の 戸籍謄本・抄本 ・住民票等 (注1)	
	被保険者の 登記事項証明書 (注2)	

請求内容により各種診断書等をご提出ください

請求内容	診断書等
・高度障害保険金・年金	障害診断書
・特定疾病保険金・年金	入院・手術・通院等証明書（診断書）
・リビング・ニーズ特約保険金 ターミナルケア保険金	リビングニーズ・ターミナルケア専用診断書
・介護前払特約保険金	介護保険被保険者証コピー 介護保険要介護・要支援等結果通知書コピー どちらか
・認知症一時金・軽度認知障害一時金 ・痴呆介護年金・重度介護年金	介護診断書
・保険料払込免除（注1）	当社所定の障害状態に該当する場合 障害診断書
・就労不能年金 （就労不能状態による 保険料払込免除）	当社所定の就労不能状態に該当する場合 【就労不能】専用診断書
・就労不能・介護保険金 （就労不能に関する保障）	国民年金法にもとづき、障害等級1級 または2級に該当する場合 年金証書・年金決定通知書コピー ①【国民年金 厚生年金保険】診断書コピー ①がない場合は② ②【就労不能】専用診断書
・生活サポート年金（七大疾病による保険料払込免除）	【メンタル疾患・七大疾病】専用診断書
・介護一時金 ・介護年金 ・就労不能・介護保険金 （介護に関する保障）	当社所定の障害状態に該当する場合 障害診断書 公的介護保険制度で要介護認定を受けた場合 介護保険被保険者証コピー 介護保険要介護・要支援等結果通知書コピー どちらか 当社所定の要介護状態に該当する場合 介護診断書
・総合生活障害保険金 ・総合生活障害年金	七大疾病により所定の事由に該当する場合 (注2) 【メンタル疾患・七大疾病】専用診断書 当社所定の就労不能状態に該当する場合 【就労不能】専用診断書 国民年金法にもとづき、障害等級1級 または2級に該当する場合 年金証書・年金決定通知書コピー ①【国民年金 厚生年金保険】診断書コピー ①がない場合は② ②【就労不能】専用診断書 公的介護保険制度で要介護認定を受けた場合 介護保険被保険者証コピー 介護保険要介護・要支援等結果通知書コピー どちらか 当社所定の要介護状態に該当する場合 介護診断書 当社所定の高度障害状態に該当する場合 障害診断書

注1 三大疾病（「がん・悪性新生物」「急性心筋梗塞」「脳卒中」）で保険料払込免除のご請求を含む場合、**P.6** をご確認ください。

注2 対象となる七大疾病とは、悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、慢性腎不全、肝硬変、糖尿病、高血圧性疾患です。

5

必要な書類を準備する

お亡くなりになったとき

- 表内の ○ は必要な書類です。
- 保険金(死亡保険金・遺族年金等の保障)や給付金等のご請求がある場合は、別途、書類が必要となる場合があります。

必要な書類		公的書類は発行日から6か月以内のものをご提出ください。 保険証券・委任状以外の書類はコピー可				
		保険金(死亡保険金・遺族年金等の保障)や給付金等のご請求がある場合				
		保険金・給付金等のご請求がない場合				
保険金・給付金等 請求書	○	—				
同意書	○	— ●ご遺族の方がご記入ください。				
死亡証明書	○	— ●当社所定の「死亡証明書」の代わりに以下の書類コピーのご提出でも問題ありません。 ●他の生命保険会社のご請求(生命保険・損害保険・かんぽ・共済等)に使用する「死亡証明書」 ●医療機関所定の「死亡証明書」 ●「死亡診断書(死体検案書)」				
死亡通知書	—	○				
保険証券 または 受取人の 本人確認書類	○	○ ●次のいずれかの書類をご提出ください。 <table border="1"> <tr> <td>受取人が 個人の場合</td> <td>・保険証券・免許証・戸籍謄本・住民票・マイナンバーカード(表面のみ)・資格確認書等</td> </tr> <tr> <td>受取人が 法人の場合</td> <td>・保険証券・印鑑証明書・登記事項証明書 ※代表者変更や組織変更があった場合は、 印鑑証明書または登記事項証明書をご提出ください。</td> </tr> </table> <p>資格確認書等は、保険者番号、被保険者記号・番号部分(読み取ると記号・番号が分かる二次元コード含む)を塗りつぶしたうえでご提出ください。</p>	受取人が 個人の場合	・保険証券・免許証・戸籍謄本・住民票・マイナンバーカード(表面のみ)・資格確認書等	受取人が 法人の場合	・保険証券・印鑑証明書・登記事項証明書 ※代表者変更や組織変更があった場合は、 印鑑証明書または登記事項証明書をご提出ください。
受取人が 個人の場合	・保険証券・免許証・戸籍謄本・住民票・マイナンバーカード(表面のみ)・資格確認書等					
受取人が 法人の場合	・保険証券・印鑑証明書・登記事項証明書 ※代表者変更や組織変更があった場合は、 印鑑証明書または登記事項証明書をご提出ください。					

受取人が次の場合に必要な書類		公的書類は発行日から6か月以内のものをご提出ください。 保険証券・委任状以外の書類はコピー可
受取人に改姓があった場合	受取人の戸籍謄本・抄本	●受取人の改姓事実が確認できる戸籍書類を全ページご提出ください。
受取人が複数指定されている場合	受取人全員の委任状	●ご請求金額が500万円以下で、かつ受取人が全員法定相続人である場合は必要ありません。
	受取人全員の 印鑑証明書	
受取人が法人で、 契約日または自動更新日が 平成11年4月2日以降の場合	保険金等請求内容確認書	●被保険者がお亡くなりになった時点で、被保険者が法人代表者または法人から役員報酬のみを受け取る役員であった場合は提出不要です。
受取人が死亡、 法定相続人からのご請求の場合	受取人の戸籍謄本・抄本 (注1)	注1 死亡された受取人の法定相続人を確認できる戸籍書類を全ページご提出ください。 「死亡通知書」をご提出される場合で、未経過保険料や解約返戻金のお支払いがない場合は不要です。 注2 ご請求金額が500万円以下で、かつ受取人が全員法定相続人の場合は、委任状・印鑑証明書のご提出は不要です。 ● P.12 をご参照ください。
	受取人全員の委任状 および印鑑証明書 (注2)	

6

法定相続人からのご請求の場合

給付金請求の場合

公的書類は発行日から6か月以内のものをご提出ください。
保険証券・委任状以外の書類はコピー可

- 法定相続人からのご請求の場合、被保険者の法定相続人を確認できる戸籍謄本等(全部事項証明書や改製原戸籍など)が必要です。
※被保険者の戸籍から除(転)籍等されている場合には、その方の出生から死亡までの戸籍謄本等も必要です。

保険金請求の場合

公的書類は発行日から6か月以内のものをご提出ください。
保険証券・委任状以外の書類はコピー可

- 「受取人がすでに死亡されている」または「受取人が法定相続人と指定されている」場合、受取人の法定相続人を確認できる戸籍謄本等(全部事項証明書や改製原戸籍等)が必要です。
- 法定相続人の中から代表者を選任のうえ、代表者の方からご請求ください。

法定相続人について

- 子(第1順位)がいない場合は、父母(第2順位)と配偶者から、子も父母もいない場合は兄弟姉妹(第3順位)と配偶者から代表者を選任しご請求ください。
父母からのご請求の場合、子(第1順位)がいないことを確認するため、被保険者の出生から死亡までの連続した戸籍謄本等が必要です。
兄弟姉妹からのご請求の場合、子・父母(第1順位・第2順位)がいないことを確認するため、被保険者の出生から死亡までの連続した戸籍謄本等および、父母がいないことが確認できる戸籍謄本等が必要です。
- 被保険者・受取人が被相続人となる場合、「法定相続情報証明制度」による「認証文付き法定相続情報一覧図の写し」を戸籍謄本の代替として利用することができます。

法定相続人とその順位

	配偶者がいる場合	配偶者がいない場合
子がいる場合	子と配偶者	子
子がない場合	父、母と配偶者	父、母
子も父母もいない場合	兄弟姉妹と配偶者	兄弟姉妹

- 配偶者は常に法定相続人となりますが、他の方は順位が定められています。

第1位	第2位	第3位
子 実子および養子縁組した養子 子が死亡している場合は孫	父母 父母が死亡している場合は祖父母	兄弟姉妹 兄弟姉妹が死亡している場合は 甥・姪

7 受取人ご本人による お手続きが困難な場合

受取人である被保険者のご病状から、請求書類の記入が困難な場合

- ご家族の方に代筆いただくことができます。※被保険者ご本人が給付金請求の意思表示ができる場合に限りです。

保険金・給付金等請求書の記入方法

- 受取人欄に、被保険者ご本人のお名前をご記入ください。
- 代筆請求欄または欄外余白に、受取人が記入できない理由および代筆者と受取人との続柄をご記入ください。
- お受取口座は、受取人名義もしくはお振替口座以外は指定できません。
(記入例) 「本人が○○○な状況で記入できないため、代筆者○○(続柄○○)が代筆」

受取人である被保険者が意識障害等でご請求が困難な場合

- 次のケース①、②のような事情の場合には、代理の方によるご請求の制度があります。

ケース①

受取人が事故や病気などで昏睡・寝たきりの状態となり、ご自身でご請求の意思表示ができない。

ケース②

治療上の都合で、受取人ご本人が「がん」などの病名や余命の告知をされずに、家族のみが知っているため、ご自身でご請求の意思表示ができない。

指定代理請求特約を付加している場合

あらかじめ指定いただいた指定代理請求人の方が、受取人ご本人に代わって、ご請求いただけます。通常の請求書類と合わせて、別途ご提出いただく書類があります。P.9をご確認ください。

指定代理請求特約とは？

被保険者が受取人となる保険金や給付金について、受取人ご本人がご請求できない事情がある場合に、あらかじめ指定された「指定代理請求人」が代理でご請求いただける特約です。ご利用の際は、カスタマーセンターまたは取扱営業店へご連絡ください。



8 請求手続き支援サービス

ご高齢の方や障がいをお持ちの方等への請求手続き支援サービスがあります。

請求手続き支援サービスをご利用いただける方

- 70歳以上で、請求手続きを支援できるご家族等がいらっしゃらず、請求手続きが難しいお客さま
- 目や耳が不自由等で、請求手続きが難しいお客さま
- 足が不自由等で、外出ができず診断書の取得ができないお客さま

※支援サービスのご利用は、退院または手術後にお申し出ください。
※お申し出内容によっては、サービスをご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。

1 医療機関からの診断書取得を代行します。

【ご注意事項】

- 保険金・給付金をお支払いする際に、診断書代金を差し引かせていただきます。
- 診断書代金は、医療機関により異なりますが、一般的には5,500円～11,000円(税込)程度です。
- 診断書の取り付けには、医療機関により異なりますが、1～2か月程度かかる場合もあります。
※サービスの利用を希望される場合は上記についてご了承ください。

2 書類の記入でお困りの場合は、当社担当者がお電話で記入方法をご案内します。

司法書士のご紹介サービスがあります。

指定代理請求特約の付加をしておらず代理人によるご請求ができない場合や、成年後見人を選定したいがどうすればよいか分からない場合には、司法書士を紹介するサービスがあります。

- 受取人ご本人による保険金・給付金等のご請求が困難で、指定代理請求特約の付加がない等、代理の方によるご請求ができない場合は、成年後見人を選任する必要があります。
- 専門機関である公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートと協定し、司法書士をお客さまに紹介することが可能です。(司法書士との相談等は有料となります。)
※指定代理請求特約については、P.13をご確認ください。



各種サービスを利用する際は、カスタマーセンターまたは取扱営業店へご連絡ください。